

平成 25 事業年度
公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

平成 26 年 8 月
滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進行状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または進行状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善

なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。（地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。）

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第2期中期計画期間の2年目となる平成25年度は、大型プロジェクト事業が文部科学省等の採択を受けるなど、今後の教育・研究の大きな展開を確かなものとする1年となった。

教育研究等においては、これまで県立大学が開学から継続的に取り組んできた活動を活かして、文部科学省の地（知）の拠点整備事業に申請を行い、採択を受けた。さらに、平成23年度に文部科学省の地域イノベーション戦略支援プログラムに採択され、産学官連携で取組を進めている「電気と熱の地産地消型スマートグリッドシステムの開発」の研究成果を活かした取組が、新たに独立行政法人科学技術振興機構の採択を受けた。いずれも「地域」や「環境」をキーワードとし、自治体や企業等と連携した取組であり、県立大学の特色を活かしたものとして評価したい。

また、FD（ファカルティ・ディベロップメント：教員組織による能力開発）の実施や各授業科目のルーブリック（成績評価基準）の作成に積極的に取り組むなど、教育の充実に向けて、地道に努力して取り組んでいることにも触れておきたい。

大学経営においては、採択された大型プロジェクト事業の実施に向けて、学内組織の体制整備に着実に取り組んでいるほか、土地を有効活用して大学院生の支援のための特定財源を確保するなど、継続的に大学経営の改善に取り組んでいることも評価したい。

以上、県立大学がこれまで培ってきた成果や法人化後の取組を活かしながら、「学生が育つ」、「人が育つ」という視点や社会との連携・交流を念頭に取り組んだ結果、年度計画75項目中70項目（93.3%）において、「年度計画を上回って実施している」、「年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「概ね計画どおり進んでいる」と判断される。しかし、年度計画が達成できなかった項目もいくつかあり、これらの項目については早い段階での達成が求められる。

第1期中期目標期間を終え、公立大学法人としての土台は固まったが、文部科学省においては「大学改革実行プラン」や「国立大学改革プラン」を策定し、今後の大学改革の方向性や実施行程が示されるなど、大学を取り巻く環境はますます厳しさを増している。県立大学においても、これらの動向を踏まえて、社会の期待に応える大学改革を実行するとともに、中期目標の実現に向けて教職員が一丸となって取り組まれることを期待する。

C：「やや遅れている」（IVおよびⅢの割合が9割未満）

D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）

※ 上記の判断基準は、計画の進行状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上			○		
II 大学経営の改善			○		

【評価の判断基準】

S：「特筆すべき進行状況にある」（評価委員会が特に認める場合）

A：「計画どおり進んでいる」（すべてIVまたはⅢ）

B：「概ね計画どおり進んでいる」（IVおよびⅢの割合が9割以上）

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

▽特筆すべき事項

○地（知）の拠点整備事業の取組

- ・地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的とした文部科学省の地（知）の拠点整備事業に県立大学の取組「びわ湖ナレッジ・コモンズー地と知の共育・共創自立圏の形成ー」が採択された。この取組では、地域課題基礎教育科目をすべての学生の必修科目とするなど、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献が推進されることとなる。自立的な事業実施体制を整備して取組を推進することにより、県立大学が地域再生・活性化の拠点大学となることを期待する。

○地域や環境に関連する大型プロジェクト事業の採択

- ・地（知）の拠点整備事業や地域イノベーション戦略支援プログラムなど、県立大学が標榜する「地域」や「環境」に関連する大型プロジェクト事業に採択され、取組が進められている。これらは県立大学の特色を活かした取組であり、大きな成果を期待する。

▼今後の取組を期待する事項および課題となる事項

●国際化の波及効果を確認なものに

- ・人間文化学部国際コミュニケーション学科が開設され、交換留学やサマープログラムの実施、近江楽座から発展した学生サークルの国際コンテスト出場など国際化の機運は確実に芽生えているが、e-learning の利用実績が前年度より後退するなどの点も見受けられる。学生の英語力向上に向けたさらなる取組に努められたい。

●評価の取組が改善につながるように

- ・次回の認証評価（平成28年度）に向けた取組がスタートしているが、自己点検評価および認証評価の実施を通じて一層の改善につながるような取組を期待する。

●県立大学の魅力の発信強化

- ・県立大学は「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーとし、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」を標榜している。この理念をより積極的に学内外に表明することで、社会における役割や個性を明確にし、県立大学の存在感が高まることを期待する。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の基本方針にもあるとおり、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行うこととされている。このような観点から評価したところ、年度計画記載の項目44項目のうち42項目が「IV年度計画を上回って実施している」、「III年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	3	41	—	—	44
	割合%	6.8	93.2	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	3	39	2	—	44
	割合%	6.8	88.6	4.6	—	100.0

【進行状況の基準】

- IV：「年度計画を上回って実施している」
- III：「年度計画を概ね順調に実施している」
- II：「年度計画を十分に実施できていない」
- I：「年度計画を実施していない」

▽評価できる項目

○研究の方向性の明確化に関する目標を達成するための具体的方策

- (21) 大型の競争的外部研究資金に積極的に応募し、2件採択されたことは高く評価できる。これらの研究に取り組むことを通じて、研究体制の強化が図られることを期待する。

○産学官連携の推進に関する目標を達成するための具体的方策

- (31) 滋賀県、県内大学、企業等と連携して取り組んでいる地域イノベーション

戦略支援プログラム「電気と熱の地産地消型スマートグリッドシステムの開発」を発展させた取組が、独立行政法人科学技術振興機構の公募事業に新規採択されたことは、産学官連携を一層発展させるものとして高く評価できる。

○地域社会等との連携の推進に関する目標を達成するための具体的方策

- (34) 文部科学省の公募事業である地（知）の拠点整備事業に応募し、県立大学が取り組む「びわ湖ナレッジ・コモンズー地と知の共育・共創自立圏の形成ー」が採択された。この事業を通じて、教育・研究・社会貢献の各分野において全学的に地域との連携が推進されることを期待する。

▼課題となる項目

○3つの方針の明確化に関する目標を達成するための具体的方策

- (4) 年度計画では入学者受入れに関する高大連携の課題を整理して、これからの方針を定めるとなっているが、課題の検討と窓口の一本化の再確認にとどまっており、これからの方針を定めるには至っていない。

○教育環境および教育方法の充実に関する目標を達成するための具体的方策

- (11) e-learning システムの利用環境の改善は図られているが、システムを利用した学生数や総利用時間は増えておらず、学生の利用促進が図られたとはいえない。

II 大学経営の改善

本項目については、年度計画記載の項目31項目中28項目が「IV年度計画を上回って実施している」、「III年度計画を概ね順調に実施している」と認められ、年度計画の進行状況については、「B概ね計画どおり進んでいる」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	3	27	1	—	31
	割合%	9.7	87.1	3.2	—	100.0
評価委員会評価	項目数	3	25	3	—	31
	割合%	9.7	80.6	9.7	—	100.0

▽評価できる項目

○組織運営の改善に関する目標を達成するための具体的方策

(46) 大学内の事務組織体制を整備したことに加え、外部資金を獲得することにより地域課題解決のための教育・研究・社会貢献に従事する専任の教員および研究員を確保しており、組織体制の強化が図られている。

○健全な財務運営に関する目標を達成するための具体的方策

(56) 国際化の推進や教育研究の質向上のために、重点的に予算配分がされていることが認められる。特に土地の有効活用で得られた収入を大学院生の支援のための特定財源として確保したことは評価できる。

(61) 土地利用方針の検討だけでなく、作成した利用方針に基づき学生支援および学生サービスの向上に加えて社会貢献にも寄与する土地の有効活用が図られている。

▼課題となる事項

○人事制度の改善に関する目標を達成するための具体的方策

(52) 年度計画では非常勤講師の削減に向けて配置を見直す基準を策定するところがあるが、削減試案の作成にとどまっており基準を策定したとはいえない。

(54) 県立大学の教員の非常勤講師の兼業基準の見直しについて、結果的に見直しがされておらず、年度計画を達成したとは判断できない。

○情報公開および広報の充実にに関する目標を達成するための具体的方策

(64) 大学ホームページの全面リニューアルを行う予定であったが、翌年度に取り組むこととなった。できるだけ早期の取組が求められる。